

## 国の責任や制度趣旨について

現行制度の考え方	過去の議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害等の早期軽減と犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とする。</li> <li>○ 犯罪の発生について全て国に責任があるわけではないが、犯罪被害を社会全体で放置しておくべきではない。</li> <li>○ 損害賠償責任を根底に置いた他の制度の給付水準を超えるのは適当ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪原因は様々なものがある中で、原因を集約して国の責任・社会の責任と言うことはできないのではないかと。仮にそうだとすると、犯罪者を処罰する意味がなくなったり、市民生活の自由の剥奪につながったりするおそれがあり、抽象的な責任の議論はすべきではない。</li> <li>○ 加害者の賠償責任がある中で、国が「補償」することを理論構成できるのか。</li> <li>○ 給付の拡大に伴い、モラルハザードが生じるおそれがあることに注意することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害は社会を構成する人間によって引き起こされるものであり、特別の防止責任が国や社会にあるのではないかと。</li> <li>○ 犯罪被害者は国に補償を請求する権利があるのではないかと。</li> </ul>

## 財源について（１）[原因者負担・責任保険制度]

### 過去の議論

- 過失の場合は責任保険制度がとれるが、故意による犯罪について相手方に補償を与えるための保険制度は、公序良俗に反する。
- 故意の犯罪行為については、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担制度を構築することは困難。

## 財源について（２）[既存の罰金の活用]

### 過去の議論

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般歳入に入っている罰金の活用は、方策としては考えられるべきであり、社会の連帯共助という点からも重要ではないかと。</li> <li>○ 罰金刑については、刑罰の歴史として被害者に戻っていたこともあり、国庫に帰属する合理的根拠は何なのか。</li> <li>○ 国民にとって一番納得感がある財源ではないかと。</li> <li>○ 罰金を科す理由となった犯罪とそれを財源として補償金等を被害者に支払う場合の犯罪が一致すべき必然性はないのではないかと。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罰金は一般財源として繰り入れられており、犯罪被害者の経済的支援という特定の支出のために使うという形をとると、他の施策の一部を削って充てるということになり、パイの中で食い合うことになる。</li> <li>○ 殺人、傷害致死等の重大な犯罪の犯人に罰金刑は科せられず、原因者と負担者の間にずれがあるが、これをどう考えるか。</li> <li>○ 特定財源を縮小していこうとする国の方針に逆行するのではないかと。</li> </ul> |
|---|---|

## 財源について（３）[有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課]

### 過去の議論

- 罰金を活用する場合には、限られた予算を取り合うことにしかない。そうであれば、今までにない新しい課徴金のようなものを考えることは、選択肢の一つではないか。
- 通常の課徴金とは違って、罪を犯したことに対する課税、目的税に近いのではないか。
- 財源の議論が閉ざされるのは望ましくなく、検討の余地を残しておく方が良い。
- 国民にとって一番納得感がある財源ではないか。
- 課徴金の性質は何であるのか。犯罪者の側から言えば、自分の事件の被害者に対する賠償のほかに、一般的な被害者救済のための制裁や不利益が課されることに合理性があるのか。
- 刑罰ではなく、財源確保のための財産上の負担と考えると、「有罪判決を受けた」ということが合理的な理由となるのか。主たる負担者と原因者が一致しない。
- 徴収に行政コストをかけられないため、結果として逃げ得を許さざるを得ないのではないか。
- 刑罰であるとする、なぜそのような刑罰が認められるのか。

## 財源について（４）[保険料等の徴収]

### 過去の議論

- 犯罪被害は一定の確率で偶発的に発生し、誰もが被害者になり得るものであるため、保険になじむとも言える。幅広く国民からお金を集めるというのが、財源の在り方としては筋道が通る。
- 理念的には考えられても、徴収をどうするかなど、現実的には困難が大きいのではないか。

## 遡及適用について

### 現行制度の考え方

- 新制度の適用は、法の施行後というのが原則である。
- 遡及の対象について、合理的な区分をつけることが難しい
- 行政事務として、過去の事案に遡って適切に裁定することが困難

### 過去の議論

- 給付関係の制度で、遡及した例はあまりないのではないか。
- 財源の見通しが立たず、また、不公平の問題も生じるのではないか。
- 被害の認定や証拠の散逸などの困難がある中で、制度設計として遡及を認めるようなものとするべきではない。
- 実際に生活に困っている方について、過去のケースだからといってそのまま放置されてよいのか。

## 支給形式について

### 現行制度の考え方

- 被害者の立ち直りには、一時金の方がなじむ。

### 過去の議論

- 年金とする場合、財政運営が非常に難しく、また、損害賠償等の併給調整も難しい。
- 立ち直って社会の構成員として活動していただくという方向で考えたときに、年金、特に終身というのが適切なのか。
- 回復できない被害により、継続的に将来の生活が不安定な方には、生活の安定のためには年金の方が安心ではないか。